

[事案 20-48] 契約転換無効確認請求

- ・平成 20 年 11 月 12 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 11 月 16 日 裁定終了

< 事案の概要 >

加入していた保険を、何の説明もないまま転換されてしまったとして、転換前の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 2 年に定期付終身保険(契約)に加入していたが、7 年 1 月頃、営業職員に保険料 1 万円以内で負担が大きくなる範囲で追加加入(申立人は「継ぎ足し」と呼称)を依頼したところ、新たに特定疾病保障定期保険(契約)に契約させられただけでなく、元々加入していた保険を、何の説明もないまま、別の定期付終身保険(契約)に契約転換されてしまっていた。

取り扱った営業職員(退職済)も転換契約であることの説明義務を怠ったことを認め、確認書に署名・捺印をもらっている(同 20 年 2 月)。したがって、転換後契約(契約)は申立人の意思に基づく契約ではない(契約転換であることを知っていたなら契約はしない)から、錯誤により無効である。あるいは、転換契約であるという契約者に不利益な事実を告げなかったから、消費者契約法第 4 条 2 項により取り消したい。被転換契約 の復活、または転換契約後の支払済保険料を返還して欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記により、転換後契約(契約)は有効であり、支払済保険料の返還請求に応じることはできない。

(1) 以下の事実から、申立人には契約 の転換をする意思があったと考えられる。

- ア 営業職員は設計書を用いて転換後契約(契約)の商品内容の説明をしたが、その設計書の右上部には転換であることが記載されている。
- イ 契約申込書の右下には転換手続であることが明示され、転換の意味は申立人が受け取った「ご契約のしおり」に記載されている。
- ウ 契約 を申し込む際、申立人は当社に契約 の保険証券を提出し、引き換えに当社は契約成立後に契約 の保険証券を送付している。同証券には「契約転換精算書」が同封されている。このように、保険契約を転換したことが明確に分かる書類を受領していながら、申立人は異議を申し立てていない。
- エ 申立人は平成 8 年に契約 付加の入院特約にもとづき子供の入院・手術給付金を請求・受領している。また、17 年に更新手続きを行っているがその書類には契約 、 の証券記号番号が印字されている。いずれも、申立人が転換が有効であることを前提とした行為である。
- オ 仮に、申立人が転換に気づかなかつたとしても、平成 19 年 10 月に当社に異議申し立てた後、申立人は転換契約の有効性を前提として、解約している。

(2) 申立人から、営業職員が上記事実を認め署名・捺印した「確認書」が提出されているが、これは、申立人が「印鑑を押さないと帰らない」と言うため、営業担当者は自分の思っていたことと違っていたが、やむなく署名・押印したものである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件転換契約において、営業職員が契約時に転換契約であることの説明を怠った場合には説明義務違反となるが、説明義務違反があるからといって、直ちに保険契約が無効となり、あるいは取り消し得るものではない。

本件では、転換契約であることが直ちに申立人の不利益になるとは言えないが、仮に転換契約であることが不利益事実であるとしても、申立人は、自分が知りたい事実のみ営業職員に説明させ、それ以外の説明を聞こうとはしなかった、申込書や説明書には転換契約である旨の記載があるから、営業職員はこの説明を当然行おうとしたことは推認できることから、消費者契約法第4条2項但書により、申立人は取消権を行使できない。

- (2) 申立人は事情聴取において、契約転換であることは知らなかった(説明もなかった)のであり、知っていれば転換はしなかったと主張するものの、当該契約時において重要なこととしては、保障内容が従前より不利にならないことと、保険料の増加が1万円以内であることとしており、申立人主張の「継ぎ足し」とは、新たな契約に加入する余裕はないから従来の保険契約の他に保障を付加するというものであって、転換契約を事実上拒否している趣旨ではなかったこと、および転換契約に際し、営業職員に自分の関心事は質問するも、それ以外については説明を受けることなく、契約時にすぐ傍に居ながら署名等を妻に代行させるなど、契約の形態に関して何らの関心も示していなかった事実が窺われる。

このような事実に基づき判断すると、契約当時、申立人において転換契約という新たな契約をする意思が存在しなかったとまで判断することはできないから、契約に際し錯誤があったと認定することはできない。

保険会社が主張するように、契約時のパンフレットや設計書の交付、あるいはそれ以降の各文書の交付等により、転換契約であることを認識することができたにもかかわらず、何ら異議を述べていない事実からも、契約時に錯誤があったと推認することはできない。

この点について、申立人は文書などには関心がないから見ることもしなかったと主張しているが、少なくとも契約時に保険設計書や申込書を見ていれば、転換契約であることは容易に認識できたはずである。従って、仮に契約時に申立人に錯誤があったとしても、当該錯誤をするについて申立人には重大な過失があるから、民法第95条但書により、無効を主張することはできない。